

〈ひろぎん〉からはじめる

NISA

ニーサ

お客様の資産運用を
新しいカタチに！

[少 額 投 資 非 課 税 制 度]

NISAは中長期の資産運用を応援する制度です。

広島銀行では、より多くのお客さまがNISAを有効にご活用いただけるようサポートいたします。



NISAってどんな制度？

NISAは中長期の資産運用を応援する制度です。

NISAでは、**上場株式・公募株式投資信託等への投資による譲渡所得、配当所得が非課税**になります。投資信託でいえば、「**分配金(普通分配金)**」と、売却したときの「**値上がり益**」が非課税です。

1 | NISAは3種類！ 目的に合わせてNISAを選びましょう

一般NISA

幅広い投資信託の中から、自分で選んで運用をしたい方、積立だけではなく、一括の購入も含めて投資を行いたい方にオススメ！

つみたてNISA

長期運用を見据えて、投資信託の積立でコツコツ資産形成を行いたい方、積み立てる額を少額から始めたい方にオススメ！

ジュニアNISA

お子さまの将来のために早くからご資金を準備しておきたい方、相続税対策としてお孫さまに資産を贈与されたい方にオススメ！

2 | それぞれのNISAの違いを確認しましょう

	一般NISA	つみたてNISA	ジュニアNISA
対象年齢	20歳以上*1		0～19歳*1
運用管理	ご本人		親権者等が未成年者に代わり運用
購入方法	一括購入、積立買付	積立買付	一括購入、積立買付
払い出し(出金)	いつでも払い出し可		18歳になるまで原則払い出し不可*2
金融機関変更	各年ごとに変更可能		原則として変更不可 ジュニアNISA口座を解約した後に別の金融機関で再開設することは可能です。
対象商品	上場株式・公募株式投資信託等*3	一定の要件を備えた公募株式投資信託等	上場株式・公募株式投資信託等
非課税期間	最長5年間	最長20年間	最長5年間
ロールオーバー*	可	不可	可
投資可能期間	2014年～2028年まで	2018年～2042年まで	2016年～2023年まで
年間投資上限額	120万円*3	40万円	80万円

*異なる非課税管理勘定へ残高を移管すること。

*1 成年年齢の引き下げに伴い、2023年1月1日より「20歳」と記載の箇所は「18歳」、「19歳」と記載の箇所は「17歳」となります。

*2 令和2年度税制改正に伴い、2024年以降ジュニアNISA制度は新規の投資ができなくなり、払出し制限も緩和されます。

*3 令和2年度税制改正に伴い、一般NISAは2024年から新たな制度に変更されます。

詳しくはP.2をご覧ください。

ご自身に最適なNISA口座を確認しましょう

下記のAとB、どちらがより多く当てはまりますか？

質問内容	<input checked="" type="checkbox"/> A	<input checked="" type="checkbox"/> B
購入商品について	<input type="checkbox"/> ある程度絞り込まれたラインナップの中から商品を選びたい	<input type="checkbox"/> 幅広いラインナップの中から自分で商品を選びたい
運用予定期間について	<input type="checkbox"/> 長期間(10年以上)での運用を予定している	<input type="checkbox"/> 中期間(5年程度)での運用を予定している
購入方法について	<input type="checkbox"/> 毎月少額から購入する積立買付のみで十分	<input type="checkbox"/> 毎月少額から購入する積立買付に加え一括でも購入したい
購入予定額(年間)について	<input type="checkbox"/> 年間40万円以内(毎月約3.3万円)	<input type="checkbox"/> 年間40万円超(毎月約3.3万円超)
手数料について	<input type="checkbox"/> 手数料は可能な限り低く抑えたい	<input type="checkbox"/> 一定の手数料を支払っても、高いリターンが期待できる商品も購入したい
	Aの方が多かった方は、 つみたてNISAがオススメです。	Bの方が多かった方は、 一般NISAがオススメです。

一般NISA (少額投資非課税制度)



一般NISAの5つのポイント

Point 1

上場株式・公募株式投資信託等の売却益や配当・分配金が非課税に！

Point 2

日本に居住する**20歳以上**^{※1}の個人の方ならどなたでも！
※口座を開設する年の1月1日現在

Point 3

毎年**120万円**まで^{※2}の非課税投資枠が利用可能！

Point 4

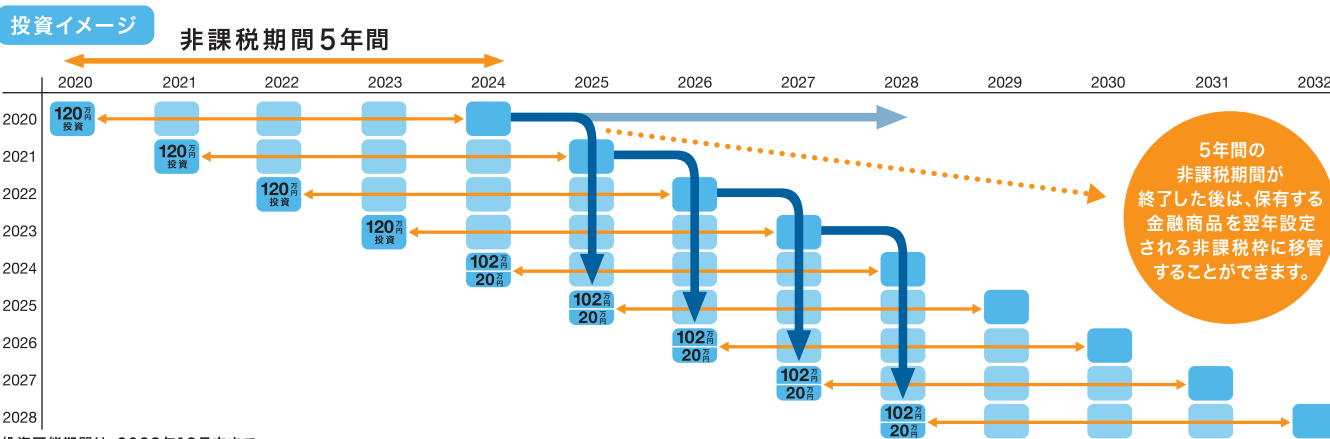
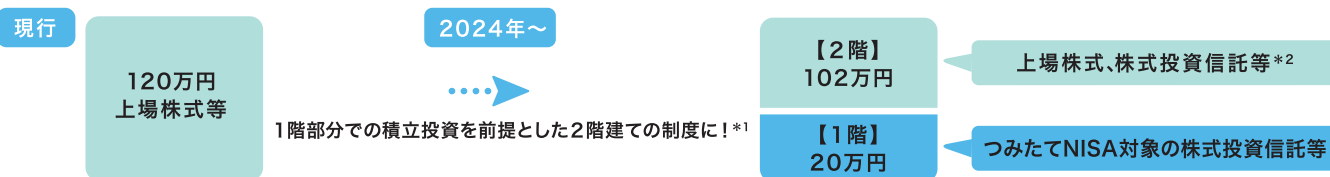
1口座あたり**最長5年間の非課税期間**が利用可能！！

Point 5

2022年から5年間の非課税投資枠は**最大606万円**！[※]
※2023年末までは年間120万円、2024年以降は年間122万円

※1 成年年齢の引き下げに伴い、2023年1月1日より「20歳」と記載の箇所は「18歳」となります。
 ※2 令和2年度法制改正に伴い、一般NISAは2024年から新たな制度に変更されます。詳しくは以下をご覧ください。

税制改正により、一般NISAは2024年から新たな制度に変わります！



※1 原則として、2階部分を利用した投資には、1階部分で既に投資を行っている必要があります。
 ※2 高レバレッジ投資信託や整理銘柄・監視銘柄など、一部の商品は投資対象から除外される予定です。

一般NISAでは、お客様の希望にあわせて、**投資金額**を決めることができます。

一般NISAでは、お客様の希望にあわせて、**いつでも売却**できます。

一括でも

120万円

分割でも

30万円

40万円

50万円

使い切らなくても

10万円

利用しない

※利用しない枠は翌年に繰り越すことはできません。



※上記は2022年、2023年の利用例です。
 ※各年120万円の非課税投資の枠は、その年にしか使うことができません。
 ※他の口座との損益通算はできません。
 ※図はイメージです。

※上記は2022年の利用例です。
 ※売却した枠を再投資することはできません。

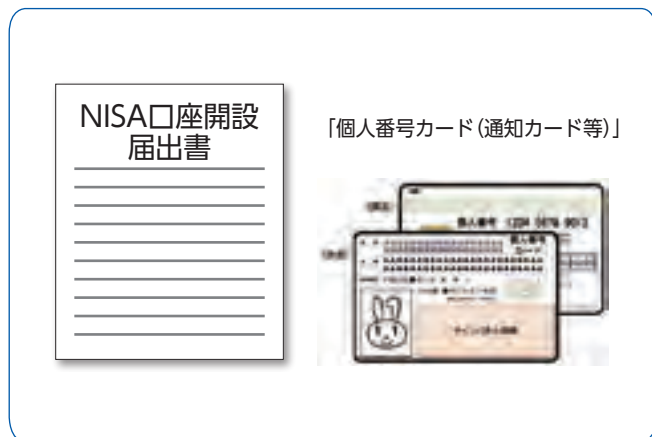
一般NISA (少額投資非課税制度)

新規で開設する場合



■ 口座開設に必要な書類

NISA口座開設には、「NISA口座開設届出書」、「個人番号カード(通知カード等)」が必要となります。

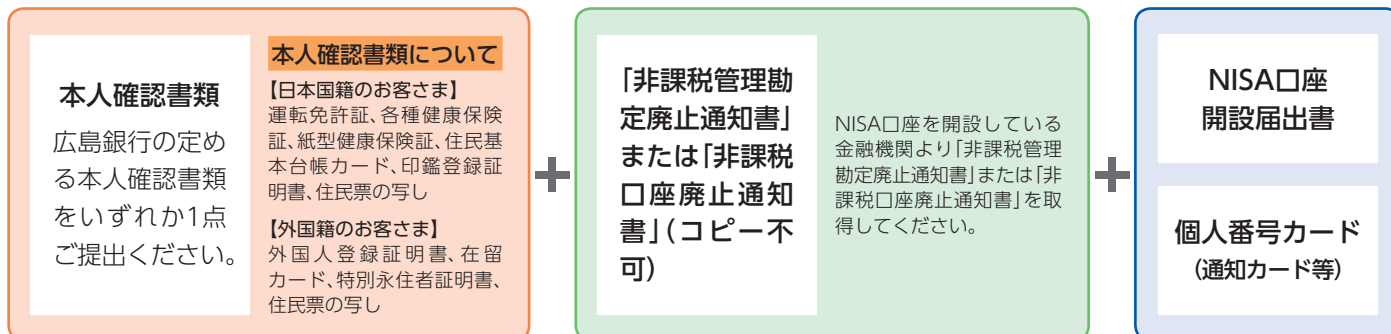


ご注意

- NISA口座の開設は、一人1口座に限られ、複数の金融機関に申込みすることはできません。
- 1年単位でNISA口座を開設する金融機関を変更可能ですが、すでにNISA口座内で買い付けをしている年分については、同年中の金融機関の変更はできません。
- 複数の金融機関で重複して申し込んだ場合には、希望しない金融機関にNISA口座が開設されることがあります。その場合、金融機関の変更ができず、口座開設が大幅に遅れる可能性があります。
- ご提出いただきました書類のご返却には応じかねますので、ご了承ください。

再開設時(他金融機関から広島銀行へNISA口座を変更される場合)

NISA口座の金融機関変更・再開設時には以下の3点の書類をご提出ください。



● NISA口座を開設する金融機関は1年単位で変更することができます。

*すでにNISA口座内で買い付けをしている年分については、同年中の金融機関の変更はできません。



NISAの活用法

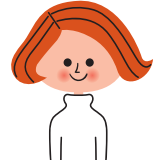
数多くある商品の中から、ご自身に合った商品を選ぶのは難しいものです。
NISA口座の特徴をふまえ、ニーズに合わせたファンドカテゴリーをご紹介します。

値動きを抑えて運用したい
Aさんの場合

定期的に分配金を受け取り
たいBさんの場合

値上がりが期待できる資産
で運用したいCさんの場合

いろんな資産に分散して
投資したいDさんの場合



国内債券型

海外債券型
(為替ヘッジタイプ)

海外債券型

REIT型

株式型

複合資産型

積極的にリスクをとることに抵抗がある方や投資が初めてという方は、**国内債券型**や、**海外債券型**でも為替の影響を受けないもの、**複合資産**に投資しているものから始めてみてはいかがでしょうか。

定期的な分配金が魅力の**毎月分配型**もNISA口座を活用することで普通分配金に対する課税が非課税になります。

投資経験が豊富な方や値上がりを期待できる資産で運用したい方は、**株式型**や**REIT型**、**複合資産型**などで運用してみてもはいかがでしょうか。

様々な資産に投資し、分散投資効果を高めたい方には、投資対象が幅広い、**複合資産型**を選ばれてみてはいかがでしょうか。

一般NISA

つみたてNISA

ジュニアNISA

Q & A

〈ひろぎん〉一般NISAおすすめファンドはこちら！

長期投資のスタンスで臨んでいただきたい一般NISAでは、相場環境の変化等に応じて、**投資のプロが適宜投資対象や資産・通貨の配分を見直してくれる「リスクコントロール機能***の備ったファンド等での運用をご検討されてはいかがでしょうか。

*投資対象や資産・通貨配分、リスク等を調整する運用方針を持つファンドです。

パ
ラ
ン
ス

東京海上・円資産バランスファンド
＜愛称：円奏会＞

【ファンドの特色】

国内の複数の資産(債券・株式・REIT(不動産投資信託))に分散投資し、市場の動向に応じて各資産への配分比率を調整し、中長期的に安定した運用を目指すファンドです。

【運用会社】

東京海上アセットマネジメント

パ
ラ
ン
ス

みらいのサイフ

【ファンドの特色】

日本を含む世界の株式、債券、金に分散投資を行い、統計的手法の活用と、市場環境に応じたポートフォリオの配分比率の調整により、大幅な下落を抑えつつ安定的な基準価額の上昇を目指すファンドです。

【運用会社】

アセットマネジメントOne

パ
ラ
ン
ス

投資のソムリエ

【ファンドの特色】

国内外の公社債、株式および不動産投資信託証券(リート)に投資し、それぞれの配分比率を投資環境の変化に応じて適宜変更しながら、中長期的に安定的なリターンをめざすファンドです。

【運用会社】

アセットマネジメントOne

P.11・12の「Q&A・ご注意事項」をご確認ください。

つみたてNISA

つみたてNISAの3つのポイント

Point 1

少額から積み立てて
最大800万円を非課税
で運用

Point 2

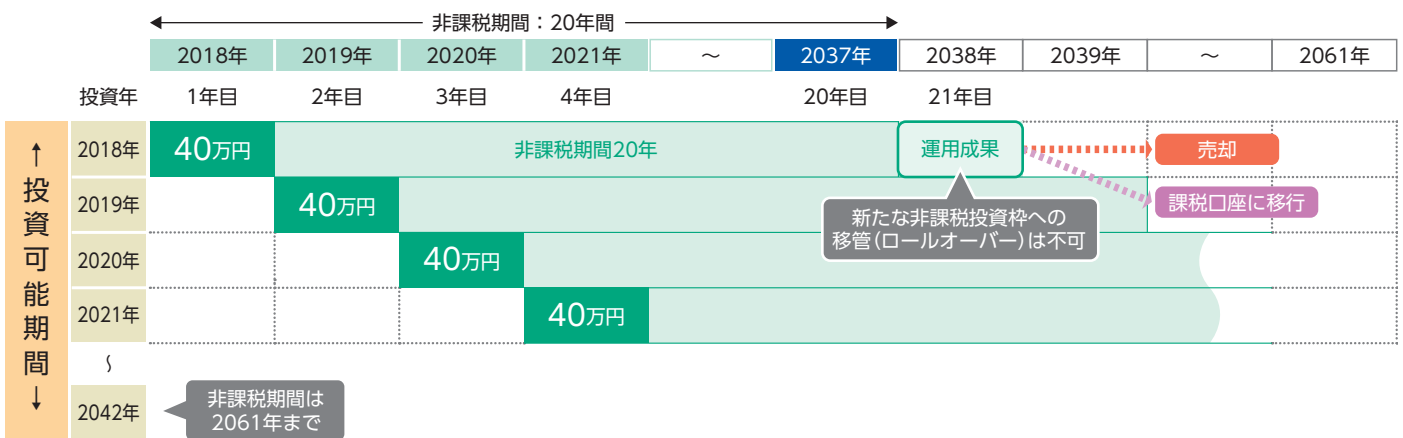
長期の積立・分散投資に適した**一定の商品
性を有する投資信託等が対象**

- ・信託期間が**無期限または20年以上** ・販売手数料が**無料**
- ・分配頻度が**毎月でない** ・信託報酬が**低率** など

Point 3

**定期的かつ継続的な
買い付け(積み立て)
に限定**

つみたてNISAの運用イメージ



「つみたてNISA」はこんな方におススメです！

Case 1 長期投資・毎月コツコツ運用したい方

- ・長期運用を見据えて、積立でコツコツ資産形成をしたい方。
- ・これから投資をはじめたい若年層の方。

Case 2 非課税投資枠を最大限に活用したい方

- ・年間投資予定金額が40万円未満の方。
(月々33,000円までが買い付け金額の上限です。)
- ・非課税投資額は、
つみたてNISA：年間40万円×20年間＝800万円
一般NISA*：年間120万円×5年間＝600万円
となり、つみたてNISAの方が長期間では非課税投資額が、大きくなります。

* 令和2年度税制改正に伴い、一般NISAは2024年から新たな制度に変更されます。

Case 3 投資が初めてで運用方法に迷っている方

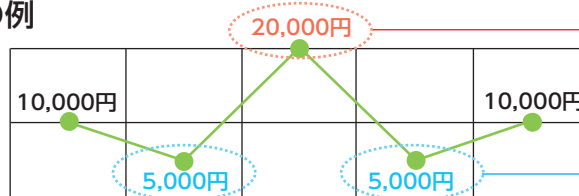
制度上、商品があらかじめ基準を満たした株式投資信託等に限定されているので、特定の商品で運用を任せたい初心者の方におススメです。



つみたてNISAの活用法

「つみたてNISA」は、**価格の水準にかかわらず一定の金額で定期的に購入する投資方法(「ドル・コスト平均法」)**を活用するので、購入単価が平均化され、一括で購入する場合に比べると価格変動による影響を抑える効果が期待できます。

■ 合計10万円投資した場合の例



基準価額が高いときは
購入口数は少なくなる

基準価額が低いときは
購入口数は多くなる

「毎月」購入

		1ヵ月目	2ヵ月目	3ヵ月目	4ヵ月目	5ヵ月目	合計
毎月2万円ずつ 購入する場合	購入額	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円	10万円
	口数	2万口	4万口	1万口	4万口	2万口	13万口
	評価額	2万円	3万円	14万円	5.5万円	13万円	13万円

一括購入に比べて
3万円おトク!

「一括」購入

		1ヵ月目	2ヵ月目	3ヵ月目	4ヵ月目	5ヵ月目	合計
最初に10万円分 購入する場合	購入額	10万円					10万円
	口数	10万口					10万口
	評価額	10万円	5万円	20万円	5万円	10万円	10万円

※「(ひろぎん)積立投資信託」のポイント

- 少額から投資できます! 毎月**3,000円以上1,000円単位**^{*}で、お客さまのご予算に合わせて設定できます。
※「電子交付サービス」をご利用の方がインターネットバンキング投資信託でお申込みの場合**1,000円以上1,000円単位**でお申込みいただけます。
- 自動引落として便利です! 1年間の投資目標額から毎月の積立額を決めてみましょう。
- 「ドル・コスト平均法」を活用した効果的な投資が期待できます!
価格の水準にかかわらず、一定の金額で購入することにより購入単価が平均化され、まとめて購入する場合に比べ価格変動による影響を抑える効果が期待できます。

インターネットバンキング積立投資信託と「電子交付サービス」をあわせてお申込みいただく場合は、1,000円以上1,000円単位のお申込みができない時間帯があります。
※インターネットバンキングをご利用の場合は別途お申込みが必要となります。



《ひろぎん》つみたてNISA専用ファンドはこちら!

「つみたてNISA」は、一般NISAとは取引方法や対象商品に違いがあり、一般NISA以上に、少額から毎月コツコツ資産形成を目指す方向けの制度です。
取引方法については定期的に継続した買付(積立)である必要があり、対象商品は一定の条件を満たす投資信託等に限定されています。
広島銀行では、以下の6ファンドをご購入いただけます。

インデックス型 つみたて日本株式 (日経225) 年1回決算型

【ファンドの特色】
日経平均株価(日経225)と連動する投資成果を目標として運用を行います。
【運用会社】
三菱UFJ国際投信

インデックス型 つみたて米国株式 (S&P500) 年1回決算型

【ファンドの特色】
米国の株式市場(S&P500指数(円換算ベース))の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
【運用会社】
三菱UFJ国際投信

インデックス型 つみたて全世界株式 年1回決算型

【ファンドの特色】
MSCIオール・カントリー・ワールド・インデックス(円換算ベース)に連動する投資成果を目指して運用を行います。
【運用会社】
三菱UFJ国際投信

インデックス型 つみたて先進国株式 年1回決算型

【ファンドの特色】
MSCI Kokusai Index(MSCIコクサイ インデックス)(円換算ベース)と連動する投資成果を目指して運用を行います。
【運用会社】
三菱UFJ国際投信

インデックス型 つみたて新興国株式 年1回決算型

【ファンドの特色】
MSCIエマージング・マーケット・インデックス(円換算ベース)と連動する投資成果を目指して運用を行います。
【運用会社】
三菱UFJ国際投信

インデックス型 つみたて8資産均等 バランス 年1回決算型

【ファンドの特色】
8つの投資対象資産(国内株式、先進国株式、新興国株式、国内債券、先進国債券、新興国債券、国内リート、先進国リート)の指数を均等比率(12.5%)で組み合わせた合成ベンチマークに連動する投資成果を目指して運用を行います。
【運用会社】
三菱UFJ国際投信

P.13の「Q&A・ご注意事項」をご確認ください。

ジュニアNISA (未成年者少額投資非課税制度)

ジュニアNISAの5つのポイント

Point 1

日本国内にお住まいの0~19歳の方が対象です。**法定代理人(親権者等)**が代理で運用を行います!

Point 2

上場株式・株式投資信託等の売却益や配当・分配金が5年間で非課税となります!

Point 3

毎年80万円までの非課税投資枠が利用可能です!

Point 4

18歳まで**払い出しが制限**されます。

Point 5

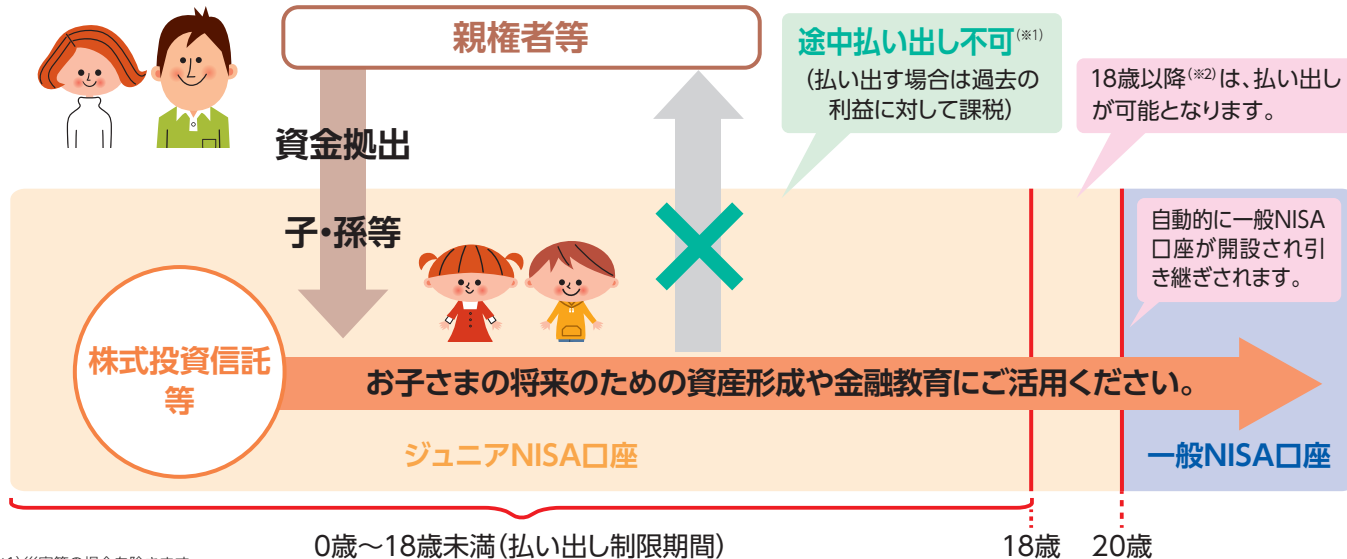
20歳以降は**自動的に一般NISA口座**が開設されます!

※一般NISAとは、20歳以上の国内居住者が対象であり、毎年120万円までの公募株式投資信託等への投資に対する売却益や配当・分配金が最長5年間非課税となる制度です。

ジュニアNISAの仕組み

「ジュニアNISA」は、親権者等が大切なお子さま・お孫さまの将来のために資金拠出を行い、非課税でお金を育てる制度です。

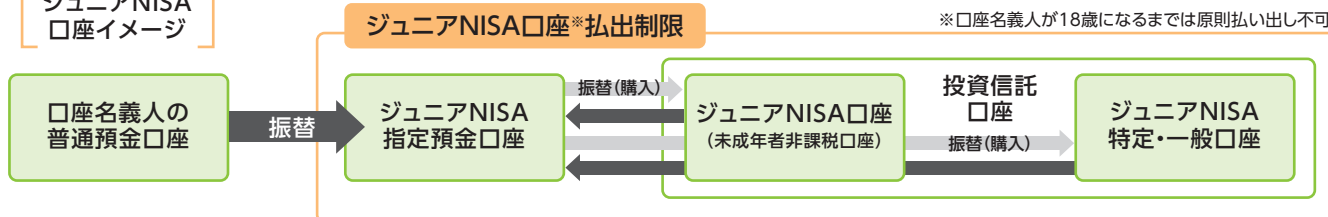
運用は口座開設者の法定代理人が行うこととなります。



(※1) 災害等の場合を除きます。

(※2) 3月31日時点で18歳である年の1月1日以降。(例:高校3年生の1月以降)

ジュニアNISA口座イメージ



- 用語説明**
- ジュニアNISA指定預金口座/ジュニアNISA口座、ジュニアNISA特定・一般口座での投資信託購入資金や解約資金等を保管しておく口座(払出制限有)
 - ジュニアNISA特定・一般口座/年間の上限額はなく、投資信託を購入できる口座(課税口座)。非課税枠を超過した資金が運用される。
 - ジュニアNISA口座(未成年者非課税口座)/年間80万円まで非課税で投資信託を購入できる口座(非課税口座)

※ 成年年齢の引き下げに伴い、2023年1月1日より「20歳」と記載の箇所は「18歳」、「19歳」と記載の箇所は「17歳」となります。

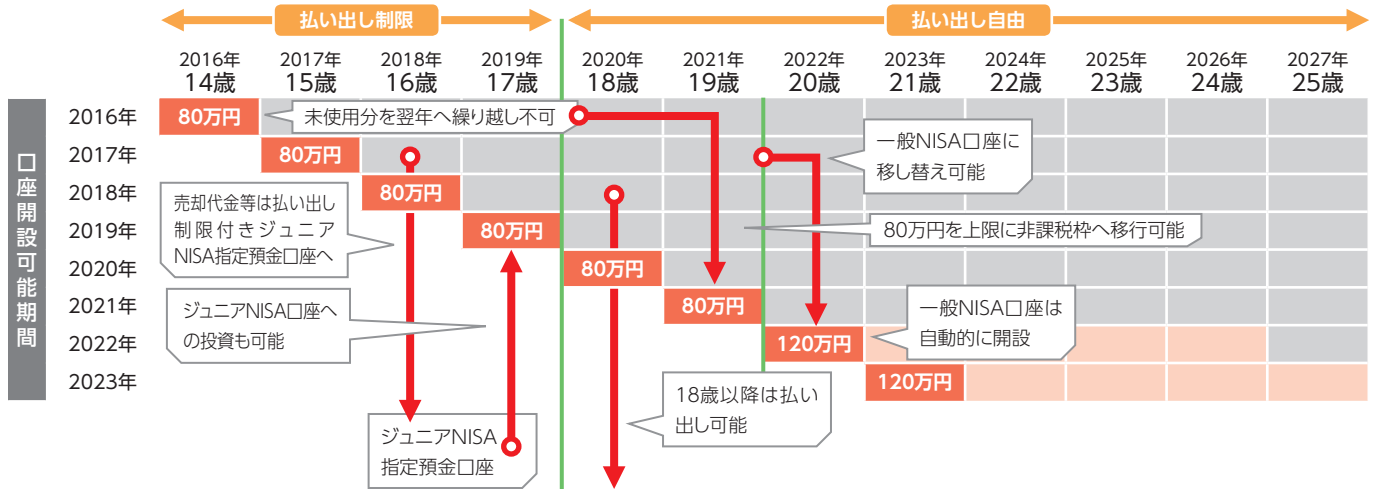
※ 令和2年度税制改正に伴い、一般NISAは2024年から新たな制度に変更されます。

※ 令和2年度税制改正に伴い、2024年以降ジュニアNISA制度は新規の投資ができなくなり、払出し制限も緩和されます。



ジュニアNISAの運用イメージ

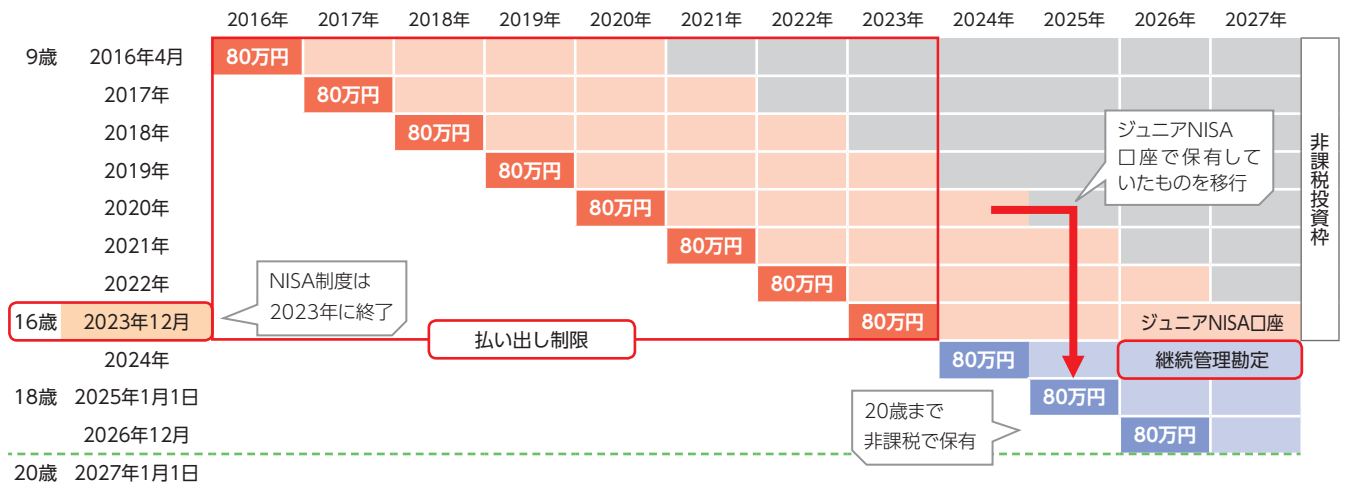
■ 制度継続中に20歳になる場合



■ 口座名義人(お子さま・お孫さま等)が20歳になるまでにNISA制度が終了してしまう場合



口座名義人が20歳になる前にNISA制度が終了(NISA制度は2023年に終了)してしまう場合に、利用可能な口座が「継続管理勘定」です。ジュニアNISA口座で保有していた株式投資信託等で時価80万円を超えた場合であっても、そのまま継続管理勘定に移行して20歳まで非課税で保有することができます。



※継続管理勘定の継続期間は口座名義人の年齢によって異なります。

ジュニアNISA口座開設の流れ



- 1 口座開設のお申込みは、原則口座開設者本人(未成年のお子さま)の法定代理人(親権者等)に行っていただきます。法定代理人には運用管理者を1名決めていただくこととなります。お申込みに必要な書類は、口座開設者本人のマイナンバーや、ご本人確認書類、口座開設者本人と法定代理人との関係を証する書類(住民票等)です。
- 2 広島銀行は未成年のお子さまの非課税口座の開設状況を税務署に確認
- 3 税務署は他金融機関でジュニアNISA口座が開設されていないかを確認
- 4 税務署は「未成年者非課税適用確認書」を交付
- 5 広島銀行は「未成年者非課税適用確認書」を受領し、お客さまのジュニアNISA口座を開設「未成年者口座開設のご案内」を運用管理者に郵送

※ 成年年齢の引き下げに伴い、2023年1月1日より「20歳」と記載の箇所は「18歳」となります。
 ※ 令和2年度税制改正に伴い、一般NISAは2024年から新たな制度に変更されます。
 ※ 令和2年度税制改正に伴い、2024年以降ジュニアNISA制度は新規の投資ができなくなり、払出し制限も緩和されます。払出しを行う場合、ジュニアNISA口座で保有している投資信託等は全て払出す必要があります。また払出し後、このジュニアNISA口座は廃止されます。

ジュニアNISA (未成年者少額投資非課税制度)

ジュニアNISAの活用法

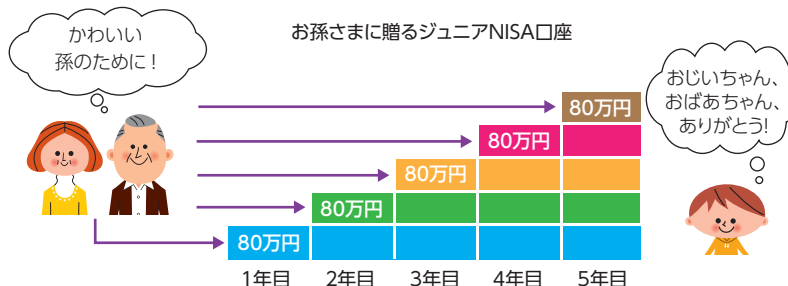
1 | お子さま等のお金の教育に活用

投資をすることは、経済やマーケットを教材にした「生きた教育」の機会になります。お子さま・お孫さまと共に学ぶことで、ご家族のコミュニケーションも豊かになります。



2 | 運用資金を贈与することで、相続税の対策に

ジュニアNISA口座は毎年80万円まで非課税投資枠が設けてあるので、お孫さまの将来のために非課税メリットを受けながら積み立ててあげることができます。



〈ひろぎん〉ジュニアNISAおすすめファンドはこちら！



ジュニアNISAは口座名義人が18歳になるまで払い出しができず、特定・一般口座との損益通算もできないため、中長期的な運用を前提としています。

そのため、決算頻度が少なく、相場環境の変化等に応じて**投資のプロが適宜投資対象や資産・通貨の配分を見直してくれる「リスクコントロール機能[※]**の備ったファンド等での運用をご検討されてみてはいかがでしょうか。

※投資対象や資産・通貨配分、リスク等を調整する運用方針を持つファンドです。

バランス

東京海上・円資産バランスファンド
<愛称:円奏会>

【ファンドの特色】

国内の複数の資産[債券・株式・REIT(不動産投資信託)]に分散投資し、市場の動向に応じて各資産への配分比率を調整し、中長期的に安定した運用を目指すファンドです。

【運用会社】

東京海上アセットマネジメント

バランス

みらいのサイフ

【ファンドの特色】

日本を含む世界の株式、債券、金に分散投資を行い、統計的手法の活用と、市場環境に応じたポートフォリオの配分比率の調整により、大幅な下落を抑えつつ安定的な基準価額の上昇を目指すファンドです。

【運用会社】

アセットマネジメントOne

バランス

投資のソムリエ

【ファンドの特色】

国内外の公社債、株式および不動産投資信託証券(リート)に投資し、それぞれの配分比率を投資環境の変化に応じて適宜変更しながら、中長期的に安定的なリターンをめざすファンドです。

【運用会社】

アセットマネジメントOne

P.14の「Q&A・ご注意事項」をご確認ください。

※令和2年度税制改正に伴い、2024年以降ジュニアNISA制度は新規の投資ができなくなり、払出し制限も緩和されます。払出しを行う場合、ジュニアNISA口座で保有している投資信託等は全て払出す必要があります。また払出し後、このジュニアNISA口座は廃止されます。



ジュニアNISAで

お子さま、お孫さまを想う気持ちをカタチに。

ジュニアNISAの投資額の上限は年間80万円。

1年間の贈与額が贈与税の基礎控除額(110万円)以下であれば、贈与税はかかりません。

ジュニアNISAの投資額の上限は年間80万円なので、投資資金をお子さま、お孫さまに贈与しても贈与税の対象とはなりません。

※他の贈与があった場合、その金額と合わせて110万円を超えれば贈与税の対象となります。ただし、暦年贈与を行うためには、以下のような注意が必要です。

暦年贈与のポイント

Point 1 親権者が贈与について十分に認識していること

贈与とは資産を受け渡す人(贈与者)と資産を受け取る人(受贈者)との同意に基づく契約です。ジュニアNISAのように受贈者が未成年者である場合は、親権者が同意の当事者となります。親権者の意思と関係なく一方的に資産を受け渡した場合は、法的に「贈与」とはなりません。

Point 2 贈与契約書を毎年作成して保管(推奨)

贈与であることを明確にするためには、贈与契約書を作成して保管しておくことをおすすめします。ただし、複数年にわたって贈与する場合に「〇〇〇万円を〇年にわたって贈与する」という内容の贈与契約書にしていると、「暦年贈与」とはみなされず、全額を一時に贈与したと同様の取り扱いを税務署から受けることがあります。これを「定期贈与」といいます。

「定期贈与」の場合、多額の贈与税が発生する可能性もあります。「定期贈与」とならないためには、毎年、その年の贈与額を明記した贈与契約書を作成し、贈与者と親権者が署名捺印して保管しておくことをおすすめいたします。

■ 贈与契約書の書式(例)

説明	贈与契約書	説明
資産を贈与される父母 または祖父母のお名前	贈与者●●●●●(以下「甲」という)は、受贈者●●●●● (以下「乙」という)と、下記の通り贈与契約を締結する。	資産を受け取る子・孫等のお名前
その年に贈与する金額	記 第1条 甲は、現金●●●●●円を贈与するものとし、乙はこれを承諾した。 第2条 甲は、一年一月一日までに当該金額を乙の下記口座に振り込むものとする。	
	広島銀行 _____ 支店 〇〇〇〇〇座 ●●●●● 口座名義人 ●●●●●	ジュニアNISAの口座名・口座番号 子・孫等のお名前
	この契約を締結する証として、本契約書2通を作成し、甲および乙の法定代理人が 記名捺印のうえ、各1通を保管するものとする _年_月_日	
	(甲) 住所 ●●●●●●●●●●●●●●●●●● 氏名 ●●●●● 印	父母または祖父母が自署・捺印
	(乙) 住所 ●●●●●●●●●●●●●●●●●● 氏名 ●●●●● 印	子・孫等が幼少の場合は代筆可
	(乙の親権者) 住所 ●●●●●●●●●●●●●●●●●● 氏名 ●●●●● 印	親権者のいずれかが自署・捺印

贈与契約書は毎年作成して保管しておかなきゃ!

Point 3 他の贈与とあわせて基礎控除額を超えた場合は贈与税を納付

ジュニアNISAの投資資金(年間80万円まで)を贈与しただけでは贈与税の基礎控除額(110万円)を超えることはありませんが、同じ年にその受贈者に対する贈与があり、合算した贈与額が基礎控除額を超える場合には、期限内に贈与税の申告・納付を済ませておく必要があります。

(平成19年6月26日 国税不服審判所 裁決より抜粋)

しかしながら、贈与税の申告は贈与税額を具体的に確定させる効力は有するものの、それをもって必ずしも申告の前提となる課税要件の充足(贈与事実の存否)までも明らかにするものではなく、贈与事実の存否の判断に当たって、贈与税の申告及び納税の事実とは贈与事実を認定する上での一つの証拠とは認められるものの、贈与事実の存否は飽くまでも具体的な事実関係を総合勘案して判断すべきと解するのが相当である。

一般NISAをもっと詳しく Q&A

> 一般NISAの概要

Q 現在、特定口座(または一般口座)で運用している投資信託を一般NISA口座へ移管することができますか？

A できません。新規に購入するものが対象となります。

Q 一般NISA口座で買い付けができる年間120万円は、「手数料を含んだ申込み金額」ですか？

A 手数料を除いた「純投資額」で120万円まで購入可能です。

Q 銀行と証券会社にそれぞれNISA口座を開設することはできますか？

A できません。
NISA口座は銀行でも証券会社でも開設することができますが、「一人1口座」となります。
※1年単位でNISA口座を開設する金融機関を変更可能ですが、すでにNISA口座内で買い付けをしている年分については、同年中の金融機関の変更はできません。

Q 非課税期間(最長5年間)が終わったらどのようなようになるのですか？

A 3つの選択肢があります。
① 翌年の非課税投資枠へ移管(ロールオーバー)する。
非課税期間終了時の時価すべてを翌年の非課税枠へ移管できます。(年間投資上限額(120万円)を超過した場合でも、すべてを移管できます)
② 特定口座等(課税口座)へ移管する。
特定口座等(課税口座)へ全額移管できます。
③ 売却する。

> 一般NISAの手続き

Q 一度廃止した非課税口座の再開設はできますか？

A 一定の手続の下で非課税口座を再開設することは可能です。
ただし、再開設しようとする年分の非課税口座で既に投資信託等を購入していた場合、その年分については再開設することはできません。

> 一般NISAの取引

Q 非課税期間の途中で売却することはできますか？

A いつでも売却できます。
ただし、売却した場合、売却部分の非課税投資枠を再利用することはできません。

Q 一般NISA口座で株式投資信託に120万円投資したら、運用途中で時価評価額が150万円になりました。非課税の措置は維持できますか？

A 投資の上限を計算するときは、時価評価額ではなく、投資額で行います。
したがって、時価が120万円を超えても非課税の措置は維持されます。

Q 毎月分配型の投資信託を一般NISA口座で利用する場合、分配金を再投資できますか？

A 非課税投資枠の範囲内で再投資可能です。
ただし、既に120万円の非課税投資枠を使い切った状態で、分配金が払い出された場合、あらかじめ開設された特定口座または一般口座で再投資されます。
※NISA口座内で運用する投資信託から発生した分配金は、すべて非課税です。

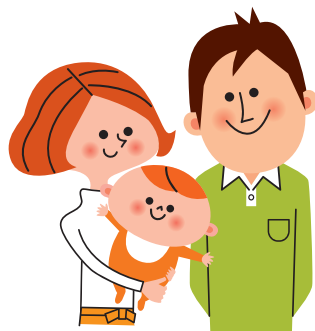
Q 一般NISA口座で年間120万円まで買い付けをする際、

- ①積立投信契約により買い付けする
- ②「Aファンド」を1月に50万円、5月に30万円、10月に40万円など、購入時期を分けて買い付けする
- ③「Bファンド」50万円+「Cファンド」70万円等、いろいろなファンドを組合わせて投資することは可能ですか？

A ①、②、③いずれも可能です。

Q その年の一般NISA口座内で非課税の適用を受けるための株式・投資信託等の注文の最終日はいつですか？

A 一般NISA口座で非課税の適用を受けるには、上場株式等の受渡日が非課税を受けようとする年の年内になるようにご注文いただく必要があります。したがって、年末に買い付けの約定を行ったため受渡日が年を跨ぐ場合、その年の一般NISA口座への受け入れはできませんので、ご注意ください。



> 2024年以降の一般NISAについて

Q 2024年から、NISA制度が変更されると聞きましたが、どのような制度になるのですか？

A 令和2年度税制改正において、より多くの国民に積立・分散投資による安定的な資産形成を促す観点から、2024年以降、現在のNISA制度は、積み立てを行っている場合には別枠の非課税投資を可能とする2階建ての制度に変更されることとなりました(注1)。制度変更後のNISAの口座開設可能期間は2028年末までの5年間となります。

制度変更後のNISAでは、新たに、積立投資用の非課税枠(特定累積投資勘定、(1階部分))が設けられる予定です。この1階部分は、つみたてNISAと同じく、定時・定額の積立投資によって買付けたETFや株式投資信託のうち一定のものを受け入れることとされており、その投資対象もつみたてNISAと同様となっています。1階部分の非課税枠は、年間20万円となる予定です。

この1階部分のほか、これまでのNISAのように投資家の自由なタイミングで行う投資用の非課税枠(特定非課税管理勘定(2階部分))が設けられる予定です。この2階部分では、高レバレッジ投資信託や監理銘柄・整理銘柄に指定された上場株式など、安定的な資産形成に不向きな一部の商品を除き、現行のNISAで投資可能な上場株式等を買付けることができます(注2)。2階部分の非課税枠は、年間102万円となる予定です。

なお、2023年末時点で、NISA口座内に2023年分の非課税管理勘定が設けられている場合には、自動的に2024年分の特定累積投資勘定、特定非課税管理勘定が設けられ、制度変更後のNISAを利用することができます。

(注1)この設問で記載している内容は、2022年4月1日時点で施行されている法令に基づくものであり、今後の法改正によって変更となる可能性があります。

(注2)原則として、2階部分で上場株式等の買付けを行うためには1階部分での積立投資を行う必要があります。一方で、2023年末時点でNISA口座を開設していた方又は投資経験者が2階部分で上場株式のみに投資する場合は、「特定累積投資上場株式等受入選択不適用届出書」を提出することで1階部分での積立投資は不要となります。

つみたてNISAをもっと詳しく Q&A

Q 「現行のNISA(一般NISA)」を利用しているのですが、新しく「つみたてNISA」を利用することはできますか？

A 併用はできませんが、「一般NISA」と「つみたてNISA」は、1年ごとにいずれかを選択することができます。ただし、その年の非課税枠を既に利用している場合、その年については利用するNISA口座を切り替えることはできません。
また、「つみたてNISA」は1年ごとに金融機関の変更ができます。ただし、その年の非課税枠を既に利用している場合、その年については金融機関を変更することはできません。

Q 「一般NISA」ではまとまった資金で一括購入することができますが、「つみたてNISA」でも一括購入は可能でしょうか？

A 「つみたてNISA」は、あらかじめ指定した商品を定期的に継続して買い付けなければなりません。よって、「一般NISA」のように一括購入することはできません。

ご注意事項

1 | 「つみたてNISA」は「一般NISA」と併用ができません。

「つみたてNISA」は、「一般NISA」との併用ができません。今後NISAをご利用いただく際は、どちらか一方を選択する必要があります。

2 | 「一般NISA」から「つみたてNISA」への保有商品の移行はできません。

「一般NISA」から「つみたてNISA」への保有商品の移管(ロールオーバー)、「つみたてNISA」から「一般NISA」への保有商品の移管(ロールオーバー)は制度上、認められていません。

3 | 対象商品は、長期・分散投資に適した投資信託に限定されます。

対象商品は長期の積立・分散投資に適した一定の株式投資信託等(非毎月分配型、信託期間が20年以上等)に限定されています。当行では「つみたて日本株式(日経225)」「つみたて米国株式(S&P500)」「つみたて全世界株式」「つみたて先進国株式」「つみたて新興国株式」「つみたて8資産均等バランス」の6商品のみ買い付け可能です。



ジュニアNISAをもっと詳しく Q&A

Q 「ジュニアNISA口座」で保有する公募株式投資信託等を売却した資金で、「ジュニアNISA口座」での再投資を行うことはできますか？

A 年間投資上限額の範囲内において、再投資は可能です。
「ジュニアNISA口座」で保有する公募株式投資信託等の売却代金は、「ジュニアNISA指定預金口座」に預入されます。
その年の買い付け額が上限額80万円に達していない場合は、再投資を行うことができます。上限額に達している場合は再投資できませんが、翌年以降、年間投資上限額の範囲内で再投資ができます。

Q 非課税期間5年が終わるとどうなりますか？

A 以下の3つのケースが考えられます。
① 翌年の非課税投資枠へ移管（ロールオーバー）する。 非課税期間終了時の時価すべてを翌年の非課税枠へ移管できます。（年間投資上限額（80万円）を超過した場合でも、すべてを移管できます）
② 特定口座等（課税口座）へ移管する。 特定口座等（課税口座）へ全額移管できます。
③ 売却する。

Q ジュニアNISA制度の払い出し制限とは、どのようなものですか？

A 口座名義人（子・孫等）が18歳になるまで払い出しができないことを指します。
ジュニアNISA制度は、子・孫等の将来に向けた長期投資という趣旨から、口座開設者（子・孫等）が18歳に達する年までは、購入した公募株式投資信託等や配当金、売却代金等の払い出しができないことを前提とした制度設計となっています。
「ジュニアNISA口座」で購入した公募株式投資信託等の配当等やこれらを売却した場合の売却代金は、「ジュニアNISA指定預金口座」へ移され、「ジュニアNISA特定・一般口座」における購入や「ジュニアNISA口座」の非課税枠の範囲内での再投資が可能となりますが、「ジュニアNISA指定預金口座」から払い出すことはできません。
万が一、払い出しを行った場合には、「ジュニアNISA口座」および「ジュニアNISA指定預金口座」の開設日以後、非課税で受領したすべての配当金や譲渡益等について払い出し時に配当金の支払や譲渡があったとみなして課税されますので、注意が必要です。

※令和2年度税制改正に伴い、2024年以降ジュニアNISA制度は新規の投資ができなくなり、払い出し制限も緩和されます。払い出しを行う場合、ジュニアNISA口座で保有している投資信託等は全て払出す必要があります。また払い出し後、このジュニアNISA口座は廃止されます。

Q 払い出し制限が解除された資金の使途に制限はありますか？

A 口座名義人のために使用する場合は自由に使えます。
払い出し制限が解除されると口座名義人に通知があります（本人には15歳に達した後に、「ジュニアNISA口座」に係る取引残高も通知されます）。払い出しを出来るのは口座名義人とその運用管理者に限られます。また払い出し時には、本人以外の者が使った場合には、事実関係に基づき、贈与税が課される場合があります。

Q 「ジュニアNISA口座」で保有する公募株式投資信託等に売買損失が生じた場合、通常の口座（特定口座や一般口座）と損益通算ができますか？

A 損益通算はできません。
「ジュニアNISA口座」は、配当金や譲渡益等があっても課税されない一方、譲渡損失があっても他の口座での取引と損益通算はできません。

Q 現在、すでに通常の口座（特定口座や一般口座）を持っていますが、新しく「ジュニアNISA口座」を開設することはできますか？

A ですが、「ジュニアNISA口座」開設には、最低3つの口座が必要になります。
「ジュニアNISA口座」の開設には、①「ジュニアNISA口座（非課税口座）」に加え、②ジュニアNISA特定・一般口座（課税口座）と、③ジュニアNISA指定預金口座（払出制限有）の最低3つの口座が必要です。また、「ジュニアNISA口座」の開設には、「未成年者非課税口座申請書兼届出書」の提出や個人番号（マイナンバー）が記載された書類の提示などの手続きが必要となります。

投資信託についての留意事項《必ずお読みください》

【投資信託のリスク】

- 投資信託は、株式や債券等、有価証券に投資しますので、組入有価証券の価格下落や、組入有価証券の発行体の財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。従って、ご投資家の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、元本を割り込むことがあります。また、外貨建て資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。
- 投資信託の基準価額の変動要因としては、ファンドごとにさまざまな「リスク」があります。
※ファンド毎にリスクは異なりますので、各ファンドの投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

【投資信託取引に係る諸費用】




- 投資信託のお申込時にはお申込手数料(基準価額に対し最大3.30%[税込/1万口あたり])、運用期間中には信託報酬(信託財産の純資産総額に対し最大2.254%[税込])やその他費用を間接的にご負担いただくほか、運用成績に応じた成功報酬をご負担いただく場合があります。
また、換金に際して所定の手数料や信託財産留保額(換金時の基準価額に対し最大1.0%)などをご負担いただく場合があります。
※ファンド毎に手数料等は異なりますので、各ファンドの投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

【その他の重要事項】

- 投資信託は、預金保険の対象ではありません。
- 広島銀行で販売する投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
※お客さまが暴力団員、暴力団関係企業、および総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められる場合は、申込を受付することはできません。
※お取引にあたっては、総合的な判断に基づき、申込を受付できない場合がございます。あらかじめご了承ください。

投資信託をご購入の際は、各ファンドの「投資信託説明書(交付目論見書)」および「投資信託のお申込みにあたって」の内容をよくお読みください。

【商号等】株式会社広島銀行 登録金融機関 中国財務局長(登金)第5号 【加入協会】日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会

お問い合わせ先 (ひろぎん)の窓口 または	(ひろぎん)ダイレクトマーケティングセンター  0120-140-279 フリーダイヤルをご利用頂けない場合は 082-544-1557 (通話料はお客さま負担となります)	受付時間 平日 / 9:00~17:00 (ただし、銀行休業日は除く)	(ひろぎん) ホームページ <input type="text" value="ひろぎん"/> <input type="button" value="検索"/> 	(ひろぎん) 公式アプリ 
-----------------------------	---	---	--	---

(2022年6月15日現在) [2206] (828-029)P